

基 発 1228 第 1 号
雇 均 発 1228 第 1 号
令 和 5 年 12 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

過労死等の労災保険給付支給決定が複数行われた企業
に対する過労死等防止計画指導の実施について

長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策については、第4回長時間労働削減推進本部（平成28年12月26日開催）において決定された「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえて取組の強化を図り、実際に過労死等（過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）第2条に規定する「過労死等」をいう。以下同じ。）を発生させた事業場に対しては、監督指導又は個別指導を実施し、再発防止対策を指導してきたところである。

しかしながら、過労死等を同一企業に属する事業場で繰り返し発生させる企業も存在するところであり、当該企業に長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止又はメンタルヘルス対策に係る問題が認められる場合は、労働基準関係法令違反の有無を問わず、これを企業全体として解消し、過労死等を再び発生させないための取組を定着させることが強く求められる。

については、こうした企業に対して、全社的な再発防止の取組を一層丁寧に指導するため、今般、下記により過労死等防止計画指導を実施することとしたので、その対応に遺憾なきを期されたい。

記

1 取組の概要

同一企業に属する事業場（本社又は傘下事業場）において、過労死等の労災保険給付支給決定が繰り返し行われ、企業全体の取組として、長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止又はメンタルヘルス対策が特に必要と認められる企業に対して、当該企業の本社を管轄する都道府県労働局長（以下「本社管轄局長」とい

う。)が「過労死等の防止に向けた改善計画」(以下「改善計画」という。)の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導(以下「過労死等防止計画指導」という。)を実施する。

2 過労死等防止計画指導の対象企業

次の(1)又は(2)に該当する企業を対象とする。

(1) 本社又は傘下事業場において、おおむね3年程度の期間に、過労死等の労災保険給付支給決定が2件以上行われ、かつ、当該支給決定に係る労働者について次の①及び②の要件のいずれにも該当するもの(精神障害の支給決定が2件以上行われたものを含む)。

① 1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められること

② 労働基準法第32・40条(労働時間)、35条(休日労働)、36条(第6項第2、3号に限る。時間外・休日労働時間数の上限)若しくは37条(割増賃金)の違反(以下「労働時間関係違反」という。)であるとして是正勧告を受けていること、又は、労働時間に関する指導若しくは長時間労働が発生した原因の究明及び再発防止対策に関する指導を受けていること

(2) (1)を除き、本社又は傘下事業場において、おおむね3年程度の期間に、精神障害の労災保険給付支給決定が2件以上行われたもの。

3 過労死等防止計画指導の指導期間

指導期間は、労災保険給付支給決定の時期に応じ、4(1)の指導を行った日から4(4)により企業全体に改善計画に基づく取組が定着したことを確認した日までの間とする。

4 過労死等防止計画指導の実施

(1) 本社管轄局長による指導

本社管轄局長は、対象企業の経営トップに対して、過労死等の再発防止対策を樹立し、同対策に基づき企業全体として取り組む事項を盛り込んだ改善計画を策定・提出の上、改善計画を確実に実施するとともに、実施状況を報告することを求める指導書を交付することにより指導すること。

(2) 改善計画の策定段階における指導

本社管轄局労働基準部監督課又は健康主務課(以下「本社管轄局担当課」という。)は、対象企業が改善計画を策定するに当たり、改善計画の内容が次のアからウまでに則って具体化されるよう必要な助言・指導を行うこと。

また、対象企業から提出された改善計画の内容について確認し、適正と判断される場合は受理すること。

ア 改善計画は、次の①から⑤までの事項を盛り込んだものとし、取組期間は原則として1年間とすること。

① 過労死等の再発防止対策(企業における長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止対策又はメンタルヘルス対策)

- ② 到達目標（効果検証可能なものとする。）
- ③ 到達目標を達成する上での具体的取組事項
- ④ 到達目標の達成に向けた工程表（計画完了予定年月を含む。）
- ⑤ その他参考事項

イ ア①の再発防止対策については、本取組の端緒となった過労死等を発生させた事業場に対する監督指導等を契機に、対象企業が行った原因究明の結果に応じて、平成18年3月17日付け基発第0317008号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の別紙1「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の別添「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（以下「事業者が講ずべき措置」という。）を踏まえ、企業における長時間労働の是正については次の①から③までの取組、過重労働による健康障害防止対策については次の④又は⑤の取組、メンタルヘルス対策については次の⑥の取組を参考に、必要な事項について作成するものとする。

- ① 時間外・休日労働時間等の削減
- ② 年次有給休暇の取得促進
- ③ 労働時間等の設定の改善
- ④ 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- ⑤ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者等に対する面接指導等
- ⑥ メンタルヘルス対策の実施

ウ 2(1)に該当する企業については、イの①及び②の取組を必ず再発防止対策とするものとする。

2(2)に該当する企業については、イの⑥の取組を必ず再発防止対策とするものとする。その際、事業者が講ずべき措置の5(1)ア(オ)の衛生委員会等において調査審議すべき事項のうち、メンタルヘルス対策に係る事項についても参考にするものとする。

(3) 改善計画の実施段階における指導

ア 改善計画の実施状況については、改善計画に基づく取組を開始した日から6か月経過後（第1回報告）及び1年経過後（第2回報告）速やかに報告を求めること。

イ 第1回報告を受けた本社管轄局担当課は、報告内容を確認し、改善計画の到達目標の達成に向け必要な助言・指導を行うこと。

(4) 改善計画の到達目標の達成状況の確認等

ア 第2回報告の内容から、改善計画の到達目標の達成状況を確認すること。到達目標が未達成となっている事項が認められる場合は、対象企業に対し、改善計画の取組期間を原則として3か月間延長し、実施状況を報告するよう指導すること。

イ アにより、改善計画の到達目標の達成を確認した場合、対象企業の傘下事業場（以下「支店等」という。）を管轄する労働基準監督署は、支店等における改善計画に基づく取組の定着状況を確認するための監督指導又は個別指導（以下

「定着確認監督・個別指導」という。)を実施すること。

ウ 定着確認監督・個別指導の結果、支店等において労働時間関係違反（1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合に限る。）が認められた場合又は改善計画に基づく取組が実施されていないと判断される場合には、対象企業に対し、改善計画の取組期間を原則として3か月延長し、実施状況を報告するよう指導すること。

5 パワーハラスメント等の防止に向けた連携

メンタルヘルス不調の原因としては、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等（以下「パワーハラスメント等」という。）のハラスメントが考えられることから、改善計画にパワーハラスメント等の防止に関する内容が含まれる企業については、令和3年4月9日付け基発0409第2号、職発0409第3号、雇均発0409第2号「都道府県労働局における雇用環境・均等部（室）と労働基準部との連携及び雇用環境・均等部（室）と職業安定部等との連携について」（以下「連携通達」という。）記の第3を踏まえ、都道府県労働局労働基準部から雇用環境・均等部（室）に企業名及び当該内容等について情報提供すること。

また、企業におけるパワーハラスメント等の防止対策に係る指導等の観点から、2(1)及び(2)に該当する企業であって、パワーハラスメント等の防止対策に疑義等が生じた場合においては、連携通達の記の第3を踏まえ、労働基準部及び雇用環境・均等部（室）が連携して対応すること。